

授業料免除 FAQ

学生課 授業料免除担当

最終更新日：2024年9月

※授業料免除に関する問い合わせについて、**電話での対応は原則行っていません**。メールにてお問い合わせください。

※保護者の方が問い合わせる場合、在籍している学生のメールアドレス(@tufs.ac.jp で終わるアドレス)から、**学生の学籍番号と氏名を明記**した上でお問い合わせください。学籍番号と氏名が確認できない場合、問い合わせの内容によってはお答えできない場合があります。

※問い合わせいただいたメールには1週間をめぐりに返信いたします。休業期間中や担当者不在の場合は、返信できかねます。

※以下のよくある質問集の回答について、過去の情報であることがあります。右上の最終更新日をご確認ください。

・問い合わせ先

学生課学生係：gakusei-kakari@tufs.ac.jp

件名：【学籍番号】授業料免除 お問い合わせ

本文：必ず学籍番号と氏名を明記すること

※入学前または学生証交付前で学籍番号が分からない場合は、その旨を明記し、可能であれば受験番号を記載すること。

○授業料免除の制度について

・授業料免除について、どのような制度があるのか？

→学部生は、原則として日本学生支援機構の給付型奨学金とセットになった授業料免除制度(高等教育の修学支援新制度)にお申し込みください。日本学生支援機構の給付型奨学金については学生課窓口でパンフレットをご案内しております。申請要件を確認してください。

→大学院生は、成績優秀者に対して授業料減免を行っております(TUFS 修学支援制度(大学院))。対象者には学生課より個別にご案内を差し上げております。ご案内の具体的な時期については、学内選考後になりますので、お答えすることができません。

→その他、実施している制度について、授業料免除の一次申請時に、申請フォームよりご確認ください。一次申請フォームは、前半期は4月上旬、後半期は10月上旬に本学ホームページからアクセス可能になります。毎年度、申請期間等の詳細な日程については前後しますので、ホームページをご確認ください。

→授業料の納付を猶予する授業料徴収猶予の申請も、一次申請フォームより申し込みいただけます。(授業料徴収猶予が許可されますと、前半期は8月、後半期は1月まで授業料の納付期限が延長されます。)

・台風や火災などの被害を受けたので、授業料免除を申請したいがどのようにすればよいのか？

→一次申請より授業料免除の申請が可能です。申請の際に、「緊急免除」を選択してください。また、二次申請時に、被災したことを証明する書類の提出が必要になります。

→被災により生計維持者が就労困難になった場合など、日本学生支援機構の家計急変で支援を受けられる可能性があります。学生課に相談してください。

・学資負担者が亡くなったので、授業料免除を申請したいがどのようにすればよいのか？

→一次申請より授業料免除の申請が可能です。申請の際に、「緊急免除」を選択してください。また、二次申請時に、学資負担者が亡くなったことを証明する書類が必要になります。

→学資負担者が亡くなった場合、日本学生支援機構の家計急変で支援を受けられる可能性があります。加えて、大学生協が実施している「たすけあい奨学制度」があります。学生課窓口にて資料を配布しております。

・学期の途中で被災した(学資負担者が亡くなった)ので、今学期から授業料免除を申請したい。

→一次申請期間を過ぎて授業料免除に申請することはできません。4月から9月に被災した(学資負担者が亡くなった)場合は後半期、10月から3月に被災した(学資負担者が亡くなった)場合は次年度の前半期に一次申請を行ってください。

→また、遡って免除を申請することはできません。

○申請方法、手続き、提出書類について(「高等教育の修学支援新制度」と「TUFS 修学支援制度(大学院)以外の制度」)

・申請書や結果通知はどこで知らされるのか？

→一次申請は本学ホームページからウェブ上で行ってください。一次申請者に対して、学務情報システムのメッセージに二次申請の要領と申請書を送付しております。また、結果通知も学務情報システムのメッセージから行っています。

→また、受領や不足書類の確認メールは大学のアドレス(@tufs.ac.jp)宛に連絡することができます。

→免除申請者は、学務情報システムとメールをよく確認してください。

・授業料免除の申請スケジュールについて教えてください。

→前半期の場合(目安)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
一次申請	二次申請		結果通知	徴収猶予者、一部免除者の授業料納付期限	

→後半期の場合(目安)

10月		11月	12月	1月	2月	3月
一次申請	二次申請			結果通知	徴収猶予者、一部免除者の授業料納付期限	

※以上のスケジュールは目安になります。締め切り日や結果通知、納付期限の日程は以上の表から前後する場合がありますため、ホームページ、要領等をよく確認してください。

・一次申請に必要な書類はありますか？

→一次申請に必要な書類はありません。

→家計の状況などの証明書類は二次申請時に必要になります。

・一次申請期間が過ぎてしまいました。今から申請できますか？

→できません。

・一次申請をしたが授業料を振り込んでしまった。免除結果が確定したら返金されますか？

→一次申請後に授業料を振り込んだ場合、授業料免除申請を辞退したとみなされます。よって、返金はされません。(ただし、JASSO 給付奨学生に採用された場合を除く。)

・一次申請にて授業料徴収猶予を申請した。二次申請の案内がされないが、二次申請の必要はないのか？

→授業料徴収猶予の場合、二次申請の必要はありません。

・二次申請に必要な書類が提出期限に間に合いません。どうすればよいですか？

→必ず事前に連絡をしてください。連絡があった場合のみ対応いたします。

宛先：gakusei-kakari@tufs.ac.jp

件名：【学籍番号】二次申請の不足書類について

本文：必ず学籍番号と氏名を明記すること。また、遅れる理由も明記すること。

※あくまで一部の書類が間に合わない場合の対応になります。提出期限を忘れていたなどの理由による提出期限の延長は認められません。

・諸事情があり二次申請書類を郵送で送ることができない。どうすればよいですか？

→二次申請期間中に学生課にメールにて相談してください。代替案を提案します。

宛先：gakusei-kakari@tufs.ac.jp

件名：【学籍番号】二次申請の提出方法について

本文：必ず学籍番号と氏名を明記すること。

○その他

・兄弟/姉妹が在籍している大学から前回の授業料免除の実績を証明が求められた。すぐに証明できますか？

→その大学が指定する様式を持参して学生課窓口にお越しください。確認には3営業日以上かかることもありますので、余裕をもってお越しください。確認ができましたら大学のアドレス(@tufs.ac.jp)宛に連絡いたします。窓口で書類を受け取ってください。(指定の住所への郵送は行っておりません。)

→証明書交付願は以下の本学ホームページから印刷し、持参してください。

→ <https://www.tufs.ac.jp/student/procedure/>

→諸事情により窓口に来ることが困難な場合は、メールに様式を添付してお送りください。

・私の家計状況で授業料は免除されますか？事前に免除されるかどうか知ることはできますか？

→個々の審査についての問い合わせは受け付けておりません。結果通知をお待ちください。

・免除結果が不許可であった。理由を知ることはできますか？

→免除結果についての問い合わせは受け付けておりません。

・高等教育の修学支援新制度で支援区分が確定しているが、授業料を払ってしまった。免除額は返金されますか？

→免除額は返金されます。また、新制度の対象者で入金を確認された場合、学生課からメールにて返金手続きをご連絡いたします。

・TUFUS 修学支援制度(大学院)で成績優秀者として授業料減免の対象者に選ばれたが、授業料を払ってしまった。免除額は返金されますか？

→免除額は返金されます。また、TUFUS 修学支援制度(大学院)の対象者で入金を確認された場合、学生課からメールにて返金手続きをご連絡いたします。

・申請書を紛失しました。送られてきた申請書のファイルが開きません。

→改めて申請書を送付いたします。